福岡県後期高齢者医療広域連合

第2次広域計画

平成24年2月

福岡県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画

1 広域計画の趣旨

福岡県後期高齢者医療広域連合広域計画(以下「広域計画」という。)は、地方自治法第291条の7及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策定するもので、福岡県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)及び構成市町村が、相互にその役割を担い、連携を図りながら、総合的かつ計画的に広域行政事務を行うための基本的な指針となるものです。

この福岡県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画は、従前の広域計画に引き続き、後期高齢者医療制度が創設期から安定運営期に移行する中で、これまでの状況変化や課題等に対応するための基本的な方針及び必要な施策等について定めるものです。

2 制度を取り巻く現状と課題

後期高齢者医療制度の発足後も高齢化は着実に進展し、今後も被保険者数は一定の増加が見込まれます。また、福岡県の後期高齢者一人当たり医療費は、全国的にも最も高い水準にあるとともに、医療の高度化等を背景に、今後も引き続き伸び続けると考えられます。

一方、わが国の経済状況は、長期的な低迷傾向にあり、制度を支える被保険者 や現役世代の所得は低下してきており、また、医療給付費の法定負担分や事務費 等を負担する国、県及び構成市町村などでは、今後も厳しい財政状況が見込まれ ます。

広域連合では、このような現状と課題を踏まえつつ、制度の安定運営に努め、 国民皆保険の維持確保を図っていく必要があります。

さらに、国においては、本制度の廃止と新たな制度への移行が基本的な方向と して示され、実施に向けた調整が進められています。逐次、状況の把握に努め、 新制度への円滑な移行に向けて、的確に対応する必要があります。

3 基本理念

広域連合の責務は、被保険者が安心して医療を受けられるように、後期高齢者 医療制度の円滑かつ安定的な運営を図ることにあります。

このため、構成市町村等と連携、協力しながら、事務処理の効率化に努め、併せて健全財政の確保を図ります。また、高齢者の健康づくりの推進に取り組み、 医療費の適正化等に努めます。

なお、新制度の創設、施行に当たっては、現行制度からの円滑な移行に努め、 被保険者の医療を受ける環境の維持、確保に努めます。

4 基本的な方針(施策の方向性)

広域連合は、基本理念の実現を図るため、以下の 4 項目について、施策の方向を定め、重点的に取り組むものとします。

なお、医療費適正化をはじめとする個別課題への対応及び具体的な施策の進め 方等については、別途必要に応じて計画を定めるものとし、効果的かつ効率的な 実施に取り組みます。また、計画の推進や事業の実施に当たっては、構成市町村 をはじめ、県や医師会をはじめとする関係団体、他の保険者などとの情報共有化 を図り、連携・協力により効果的な取り組みができるように努めます。

(1) 健全な財政運営

健全な財政運営は、円滑かつ安定的な制度運営の基盤となります。このため、 的確な歳出・歳入見込みなど綿密な計画づくりと適正な執行に尽力します。

また、構成市町村と連携、協力して、保険料収納対策の充実を図り、収納率の確保と向上に努めます。

(2) 医療費の適正化

制度の安定的な運営には、県の医療費適正化計画等も踏まえながら、医療費適正化に取り組むことが不可欠です。

このため、レセプト電子化を踏まえたレセプト点検の充実、レセプト情報等の活用による保健指導の充実、及び後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進など、医療費適正化へ向けた効果的な事業を展開するとともに、被保険者をはじめとする関係者への情報提供に努め、連携、協力した事業の推進を図ります。

(3) 健康づくりの推進

高齢者の健康増進は、被保険者の安心の礎であるとともに、医療費の適正化につながり、ひいては健全な財政、制度の円滑な運営につながります。

高齢者が自らの健康に関心をもち、健康づくりに率先して取り組むことができるよう、健康診査の実施や、健康づくりのための広報啓発をはじめ様々な支援事業等に取り組みます。

(4) 事務処理の効率化

広域連合と構成市町村が連携して、被保険者に対する適切かつ効率的な事務 処理の実現を図ります。

また、災害時の適切な対応も視野に入れたシステムの改善や手続き等の見直 しを図るとともに、経費削減と効率化に努めます。併せて、職員研修の充実に より、職員の資質向上に努めます。

5 広域連合と構成市町村の事務分担

広域連合と構成市町村は、適切かつ効率的な制度運営を目指し、連携、協力して取り組むものとし、その具体的な事務内容については、法令の定めに従い、次の各項目により分担するものとします。

なお、さらに詳細の事務処理については、別途、事務要領を定め、適切な対応 に努めます。

(1) 被保険者の資格管理に関する事務

広域連合では、被保険者台帳による被保険者情報の管理、被保険者資格の認定(取得及び喪失の確認)、被保険者証の交付、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方の被保険者資格認定などを行います。

市町村では、被保険者からの資格の取得、喪失、異動の届出などの受付事務、 被保険者証の引渡しや返還の受付などを行います。

(2) 医療給付に関する事務

広域連合では、入院や外来など現物給付される診療費の審査及び支払い、療 養費や高額療養費などの償還払いの審査及び支払い、葬祭費の支給などを行い ます。

市町村では、医療給付に関する申請や届出の受付などを行います。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関する事務

広域連合では、市町村から提供される所得・課税情報をもとに、保険料の賦課、決定(軽減措置判定及び減免決定も含む。)を行うとともに、収納率向上対策のための取組指針を策定します。

市町村では、保険料の徴収事務(収納対策を含む。)を行います。また、納付相談、保険料の徴収猶予及び保険料減免の申請の受付を行います。

(4) 保健事業に関する事務

広域連合では、高齢者の健康づくりや、医療費適正化の観点から、健診事業などの保健事業の推進に努めます。

市町村では、保健事業の推進について、広域連合と連携、協力を行います。

(5) その他制度の施行に関する事務

後期高齢者医療制度に対する住民の理解を得て、制度の円滑な運営を行っていく必要があることから、広域連合と市町村が連携、協力しながら、広報活動等を行うとともに、住民からの相談などに的確に対応します。

6 新制度創設への準備等

新制度への移行等に関しては、国における制度の検討状況等を引き続き注視し、 必要な情報の収集と対応策の検討を進めます。

なお、構成市町村との情報の共有化を図るとともに、必要に応じて全国後期高齢者医療広域連合協議会等を通じ、国等へ意見・要望等を行います。

7 計画の期間及び改定等

この広域計画の期間は、平成24年度から当分の間とし、新制度の創設に備えるものとします。

ただし、広域連合長が必要と認めるときは、随時改定を行うものとします。